

第2回減災対策検討会の討議概要

日時 平成21年2月2日（月）13:30～16:45
場所 西宮市民会館 5階 特別会議室（A）
出席者 （委員）松本（誠）、奥西、川谷、法西、村岡、長峯、伊藤、岡田、草薙、佐々木、田村、土谷、
中川、山仲
（河川管理者）松本、森口、林、古高、杉浦、前田、岩間、松井
（ファシリテータ）建設技術研究所：長谷川

討議結果

1 検討会での意見交換の概要

- ① 「氾濫域での土地利用の規制誘導」「流出抑制」「堤防強化」に関する提言①～⑨の減災推進方策について河川管理者から報告が行われ、これについての意見交換を行った。
- ② 意見交換のポイントは、次の4点であった。
 - 1) 河川整備計画としての具体性を高める
 - 2) 河川整備計画における私権制限からの踏み込み
 - 3) 河川整備計画の目標との関連づけ
 - 4) 耐水化建築、ダメージポテンシャルについて
- ③ 意見交換の結果、次回（3月2日（月）13:30～）には、提言①～⑨に対応した減災推進方策の各論について討議する。
- ④ 具体性を高める方策の一つとして、ダメージポテンシャルとして浸水想定区域図から危険区域を抽出して、これと現行法（建築基準法、開発許可法など）による規制との組み合わせること等が討議された。
- ⑤ 河川整備計画において私権制限まで踏み込む点については、具体個別の方策における可能性として検討することが確認された。
- ⑥ ハザードマップの周知方法等について調査して報告する。

2 主な意見

(1) 河川整備計画としての具体性を高める

- ① 減災対策の具体案に対する県の考え方は、河川整備基本方針と変わらない抽象的な内容であり、河川整備計画として各市の担当部局まで落とし込んでいける具体的なものが必要がある。（委員）
- ② 浸水想定区域で危険地域が明確になっている。この危険地域と建築基準法などの現行の制度を組み合わせると具体性のある方策が検討できる。例えば、現行の都市計画でも第一種住専で浸水深が2～5mの区域では3階以上の建築とする可能性も検討すべきである。（委員）
- ③ 住民との接点を拡大させ、具体的な避難なども詰める必要がある。例えば200～300m区画ごとの地区レベルでの対応が必要である。（委員）
- ④ 地区計画として地区に適した減災方策の規制誘導を検討すべきである。人材バンクからの

専門家の派遣や浸水深に応じた具体案の提供などが考えられる。地区計画での私権制限は、穏やかな内容に落ち着く可能性が高い。例えば東園田では水害の危険を住民が理解していて、そんな延長線上で地区計画が合意される。このため地区計画による協定は、減災対策の突破口になる可能性がある。（委員）

- ⑤ 具体案の骨子を決めることが重要である。市役所とのすり合わせを行い、それで具体案の骨子をまとめる必要がある。地元の市役所は、武庫川は県の担当であると受け身的な状態なので、もっと危機感を持ってもらい県と一緒に検討して欲しい。（委員）
- ⑥ 次回には、もっと各論での意見交換が必要であり、河川管理者より減災推進方策に具体性を加えた内容を報告してもらい、その内容について意見交換すべきである。（委員）

(2) 河川整備計画における私権制限からの踏み込み

- ① 河川整備計画として私権制限へ踏み込んでいない。これは提言での重要な主張であり、このままでは提言の大半が政策化されずに将来課題で終わる。法的整備に向けた前段階として、私権制限に大胆に切り込むべきである。（委員）
- ② 既成の市街地で私権制限の地域指定を想定すると、住民の理解と協力が不可欠となる。私権の制限では、多数の利益や土地の特性として危険な場合があるが、後者の場合でも財産権の行使を主張されれば難しくなる。誘導（情報提供）による穏やかな規制も検討すべきである。一般住民の水害リスクの認識が不十分で、私権制限の施策とのギャップが大きな問題である。（県）
- ③ 河川行政は公共用地の中で仕事をしてきたが、都市計画、公園、道路などは私権制限と向かいあって事業を進めてきた。私権の制限は、河川行政以外では山ほど行われている。例えば、耐震対策でもブロック塀を制限して生け垣へ変更するといった成果をあげてきた。（委員）
- ④ 密集市街地における道路のセットバックでは地元住民も納得している。水害意識が高い地域では、行政からの呼びかけにも反応が高く、行政からの説明で住民の理解を得ながら実施できる。（委員）
- ⑤ 密集市街地や耐震対策としてのブロック塀の規制の例では、公共の利益が明確である。しかし、個人の利益を守ることが公共の利益につながるか、という問題があり、土地の規制まで必要か疑問である。（県）
- ⑥ リバーサイド住宅では、結果的に膨大な税金を使って対策をせざるを得なかった。減災対策は、事前の対策として意味があるものである。一人の問題か地域や公共の問題かではなく、生命を守るとの観点からの対応が必要である。（委員）
- ⑦ 土地の規制を河川整備計画に位置づけることは、30年後の実現化を想定するのか。それとも達成の手段として具体化のスタートを切るものなか。（委員）
- ⑧ 30年後の達成は不明であるが、水害からまぬがれるための規制・誘導は可能である。耐震対策では基準づくりによって建築確認がおりない状況がつくれている。結果は不明でもスタートさせて動かしていく必要がある。（委員）
- ⑨ 具体個別の内容が必要であり、各論についての議論が必要である。（委員）

(3) 河川整備計画の目標との関連づけ

- ① 河川整備計画は今後 20～30 年の事業計画とあるが、10 年の違いでは相当な差が出ることになる。河川整備計画の下に実施計画をおくのか。（委員）
- ② 20 年後か 30 年後かは確定してはいない。施策の内容をみて検討する。災害危険区域の指定については、市が主体となり、条例の制定をし、その上で区域を指定することとなる。従って整備計画に記述する場合は、市と十分に詰める必要がある。例えば、平成 13 年施行の土砂災害防止法では、レッドゾーンにおいて私権制限がかけられるが兵庫県ではまだ指定には至っていない。（県）
- ③ 河川行政以外のものを河川整備計画でどう扱うかについては、河川整備計画に書けるものには限界があるため、別途に「流域整備計画」を作成して各市との連携や仕組みづくりをまとめ方針とする。（県）
- ④ 減災対策の大きな柱が「流域整備計画」へ回されてしまって、河川整備計画の記述から外されてしまうのではないか。（委員）

(4) 耐水化建築、ダメージポテンシャル

- ① 耐水化建築とは、どういうものか。耐水化といってもピロティ以外思いつかない。（県）
- ② 水の勢いに耐えられる鉄筋コンクリート構造などのほか、建物内での部屋の配置や屋上の設置などが考えられる。（委員）
- ③ 耐水化にも幾つかの軸があり、場所ごとの特徴を踏まえる必要がある。例えば、堤防横の家では対策が異なるはずである。しかし、破堤付近で氾濫流の水の勢いに耐える住宅構造は難しい。（委員）
- ④ 水害の危険性が住民に余りにも伝わってない。不動産取引時に重要なハザード情報を入れるために宅建協会、不動産協会などへ申し入れて、説明会を開催すべきである。（委員）
- ⑤ 堤防際の危険エリアの設定方法として、どれくらいの範囲を考えればよいのかが問題であるが、被害甚大エリアの設定手法として土砂災害防止法でのレッドゾーンなどの指定が参考になるのではないか。（委員）
- ⑥ 氾濫条件から住宅の安全と危険の範囲を特定できない。局所的に何が起こるか、その影響がどうかについては分からない。したがって、被害の色分けは難しく、堤防からの距離と安全性・危険性を明示することは困難である。（委員）
- ⑦ 浸水深だけでなく、破堤箇所による被害の違いをダメージポテンシャルや、避難方法に関連する時間スケールを加味することが期待されるが、氾濫流の水理は複雑であり、ダメージポテンシャルとしては浸水深しかない。（委員）
- ⑧ 耐水化では地下利用も含めるべきである。またハザードマップが地域の問題となっていない。東園田のように作成プロセスへコミュニティ単位で参加する必要がある。（委員）
- ⑨ ハザードマップの周知方法等を調べてほしい。（委員）

以上

文責：建設技術研究所・長谷川